

4 税税第 510 号
令和 4 年 10 月 5 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後藤 圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定に基づき、
下記の事項について諮問します。

記

軽自動車保有関係手続の電子化に係る個人情報の保護について

軽自動車保有関係手続の電子化に係る個人情報の保護について

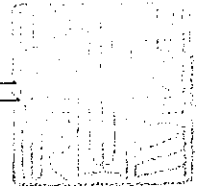
<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (同条例第13条第1項第2号及び第2項)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>軽自動車保有関係手続の電子化</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的</p> <p>本市が行う軽自動車税の課税事務に必要な新車登録の情報は、現行では、新車を所有することになった者又は販売店等の登録手続を代理する者（以下「申請者」という。）から大阪府軽自動車税協議会に提出された申告書が、同協議会から本市に回付され、基幹税システムに登録されます。</p> <p>このたび、同協議会を窓口とする、書面による申請・申告手続に加え、地方税共同機構により、オンラインによる手続きを可能とする軽自動車保有関係手続ワンストップサービスシステム（以下「軽 OSS」という。）が令和5年1月から全国一斉に導入されることとなり、本市も同システムに接続することになります。これにより、申請者が軽 OSS により登録した申請・申告データを、本市も同システムにアクセスすることで、当該データを取得できるようになるものです。</p> <p>2 効果</p> <p>(1) 申請者の利便性向上</p> <p>本市が軽 OSS とつながることによる効果ではありませんが、新車登録の手続きに軽 OSS が導入されることにより、従来の大阪府軽自動車税協議会での対面手続きと、オンラインによる手続きを申請者（市民）が選択できることとなり、利便性の向上に寄与します。</p> <p>(2) 行政事務の効率化</p> <p>従来の書面による申告書の郵送での受取りから、オンラインでの受取りとなることにより、郵便事故の防止につながります。</p> <p>また、書面ではなく、データで受取ることにより、従来行っていた、基幹税システムへの入力作業が省かれ、入力誤りの防止を図ることができます。</p>

	<p>3 個人情報の取扱い</p> <p>① 申請者は、軽 OSS の専用サイトにアクセスし、同システムに必要事項を入力し、申請・申告を完了します。</p> <p>② 市の担当者は、ID・パスワードを入力のうえ、軽 OSS にアクセスします。</p> <p>③ 軽 OSS に登録された、新車登録に係る申請・申告データを基幹税システムがある SJ 系ネットワーク内のフォルダにダウンロードします。</p> <p>④ ダウンロードしたデータは夜間に一括取込処理することにより、基幹税システムに取り込みます。</p> <p>※ なお、本市から軽 OSS に情報をアップロードすることはありません。</p> <p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) 軽 OSS からのデータの取得は、LGWAN ネットワーク内で行います。LGWAN とは高度なセキュリティを維持した行政専用サービスとなり、万全なセキュリティが施された、通常のインターネットとは分離された通信網となります。</p> <p>(2) 軽 OSS に係る ID・パスワードは、税制課の当該業務担当者にのみ付与します。</p> <p>(3) 軽 OSS から SJ 系ネットワーク内のフォルダにダウンロードしたデータは、基幹税システムに取り込み後、紙の申告書と同様に 5 年間保存します。</p>
4 個人情報の内容	車両所有者の氏名、住所、連絡先や車両の情報等（別紙 2 参照）
5 審議に諮る理由	軽 OSS の全国一斉導入及びそれに伴う本市との結合は、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るためのものであり、かつ LGWAN を利用することでセキュリティ面も担保されており、公益上特に必要があると認められ、同条例第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に該当するため。
6 今後の予定	令和 5 年 1 月 稼働予定
7 担当室課	税務部税制課

4 税資第 8 6 6 号
令和 4 年 1 0 月 6 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭 二



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 1 3 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の規定に基づき、
下記の事項について諮問します。

記

市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化
に係る個人情報の保護について

市町村長と登記所との間における地方税法に基づく
通知のオンライン化に係る個人情報の保護について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例(以下「条例」とします。)第 13条第1項第2号及び第2項)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>固定資産税及び都市計画税の賦課に関する業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 地方税法第382条および第422条の3では市町村 と登記所(以下「法務局」とします。)の間において、不 動産登記情報と固定資産の評価額に関する情報(以下「評 価額通知」とします。)について双方で通知を行うことが 定められています(別紙1のとおり)。現在は、職員が直 接法務局に行き、パスワード保護のかかるUSBメモリで 通知を授受していますが、行政機関間における情報連携 の効率化やより厳重な情報セキュリティの確保の観点か ら、令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改に 合わせて、オンラインでの受け渡しが可能になったとの 通知(別紙2のとおり)があったことを踏まえ、本市で もオンラインによる受け渡しを開始するものです。</p> <p>2 効果 オンライン化を図ることで、行政機関間での情報連携 の効率化、及び情報セキュリティをより厳重に確保する ことができます。また、現在は職員が直接法務局に行き、 通知を授受していますが、その時間と工数を削減するこ とができます。</p> <p>3 個人情報の取扱い (1) 不動産登記情報(csvデータ) ア 法務局は作成した不動産登記情報を、情報連携基 盤へアップロード(①)します。 イ 吹田市は、事前に定められたID・パスワードを用 いて情報連携基盤へアクセス(②)します。 ウ 不動産登記情報を共有フォルダにダウンロード (③)します。 エ ダウンロードしたデータを登記異動システムに取り 込みます(④)。</p>

オ 登記異動システムでデータを整備し、税務システムへ取り込みます(⑤)。

(2) 評価額通知 (csv データ)

ア 税務システムより、評価額通知を出力し、共有フォルダへ格納 (⑥) します。

イ LGWAN・政府共通ネットワーク経由で情報連携基盤に評価額通知をアップロード(⑦)します

ウ 登記情報端末より、web サーバへアクセス (⑧) します。

エ web サーバより登記情報端末へ評価額通知をダウンロード(⑨)します。

※上記に記載されている丸番号は、別紙3「吹田市と登記所(法務局)間の情報の流れ(オンライン化実施後)」の表中の丸番号に対応しています。

4 情報セキュリティ対策

(1) 受領した不動産登記情報は、外部に接続されていないSJ環境において、管理されています。

(2) 本市と法務局との間の外部接続については、インターネット回線から分離されたLGWAN回線並びに政府共通ネットワークを使用することで、外部からの不正アクセス等に対する保護措置を行います。

(3) 市側から情報連携基盤にアクセスするために必要なID・パスワード(3 個人情報の取扱い(1)イ)は、業務担当者(5名)のみでの管理を行います。

(4) 送付した評価額通知は法務局のインターネットには接続できない端末で管理されています。また、評価額通知を参照するには、パスワードを入力する必要があり、特定の職員しか利用できない運用になっていることを確認しております。

5 個人情報取扱事務開始届の届出状況

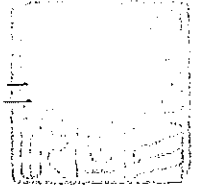
当該届については、届出済みです。また、本システム稼働前には、個人情報の処理形態について、オンラインによる外部結合を現行の「無」から「有」に変更する届

	出を行う予定です。
4 個人情報の内容	<p>不動産登記情報に含まれる権利者の「氏名」「住所」、権利者の所有不動産に関する情報。(別紙4のとおり)</p> <p>※評価額通知(別紙5のとおり)のみでは個人は特定されませんが、不動産登記情報を同時に取得することで、別紙4の情報に加え、固定資産税評価額等の情報を知りうるようになります。</p>
5 審議に諮る理由	<p>本業務に関して、オンライン化を行うことで「3 業務の概要」の「2 効果」による効果が見込まれます。また、外部と隔離した環境で作業や通信を行うため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められます。</p> <p>本件オンライン化は、実施機関以外のものと通信回線による電子計算機の結合にあたるため、条例第13条第1項第2号及び第2項に該当するため、諮問するものです。</p>
6 今後の予定	令和4年12月1日 運用開始予定
7 担当室課	税務部資産税課

4 都魅地経第 1209 号
令和 4 年 10 月 3 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭 二



個人情報の保護について (諮問)

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

ワンストップ特例におけるオンライン申請に係る個人情報の保護について

ワンストップ特例におけるオンライン申請に係る個人情報の保護について

<p>1 諮問する項目 (諮問の根拠)</p>	<p>電子計算機処理 (吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項) 実施機関以外のものとの電子計算機の結合 (吹田市個人情報保護条例第 13 条第 1 項)</p>
<p>2 対象業務</p>	<p>ワンストップ特例におけるオンライン申請受付業務</p>
<p>3 業務の概要</p>	<p>1 目的 寄附者から市へ提出するワンストップ特例申請¹について、従来、紙ベースであった申請方法に加え、受託者が提供する、公的個人認証サービスを利用した完全オンラインによる申請方法を導入し、寄附者の利便性向上及び市の業務効率化を図るものです。 (別紙 1「寄附からワンストップ特例申請までの流れ」を参照) なお、寄附者からポータルサイトを經由した寄附金を受け付け、寄附情報等を取り扱う業務については、令和 2 年 4 月 13 日の第 62 回吹田市個人情報保護審議会において諮問し、同意を頂いています。</p> <p>2 効果 (1) 寄附者の利便性向上 寄附者にとっては、従来、必要であった申請書類(封筒、申請書、マイナンバーカードの両面コピー等)の準備、投函等の手間が省略され、利便性の向上となります。 (2) 業務の効率化 本市においては、従来、必要であった紙の申請書の内容確認作業が省略され、またオンライン申請に伴い、郵便代の削減等が図れます。 加えて、提出された申請書類やマイナンバーカードの写し等、書類の削減による保管スペースの問題解消にもつながります。これらは、業</p>

¹ ワンストップ特例制度：ふるさと納税先の自治体が、1 年間で 5 自治体以内であれば、確定申告を行わなくても、ワンストップ特例申請書等の書面を寄附先の自治体へ送付することで、ふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度。

務プロセスの改善の観点から、大変効果的です。

3 個人情報の取扱い

(別紙2「業務フロー図」を参照)

① サービス利用 (申請)

寄附者は、スマートフォン又はパソコンを用いてアプリケーション又はブラウザを起動し、マイナンバーカードを読み取り、基本4情報(氏名・性別・住所・生年月日)の取得を行う。

② 本人照合申請

①の申請を受けて、閉域網²下の中継サーバーを経由して、公的個人認証サービスシステムにより、J³-LIS³(地方公共団体情報システム機構)と本人照合を行う。

(署名用電子証明書の有効性)

③ 本人照合結果

②の本人照合が有効と判断された場合に限り、マイナンバー等の券面情報が保管用DBへ保存される。

また、本人照合結果はアプリケーション又はブラウザへ反映され、「本人照合完了」状態となる。

④ 寄附者申請情報連携

③が完了することで、受託者が管理する寄附情報システムを経由し、保管用DBへ暗号化された寄附申請情報が保存される。

⑤ 情報の表示・ダウンロード

保管用DBで保存された寄附者データに、市の^{エルジューワン}LGWAN⁴接続が可能なパソコン端末から、受託者が提供する^{エルジューワン-エーエスピー}LGWAN-ASP⁵サービスである寄附者データ受取ツールを通じてアクセスし、寄附者データを閲覧、又はCSV形式でダウンロードし、住民情報系ネットワ

² インターネットなどに直接は繋がれておらず、限られた利用者や拠点間のみを接続する組織内の通信ネットワーク。

³ 地方公共団体情報システム機構法に基づく国及び地方公共団体が共同して運営する法人。

⁴ 総合行政ネットワーク。地方自治体などが個別に運用するローカル-エリア-ネットワーク(LAN)を相互接続した広域ネットワーク(ワイド-エリア-ネットワーク:WAN)のこと。

⁵ 行政専用の閉域ネットワークであるLGWANにおいて、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者及びそのサービス。

ーク（個人番号利用事務系）フォルダへ保存する。

⑥ USB 移送

データを保存した USB を、複数人体制で市民税課に配置されている eLTAX 端末まで移送する。

⑦ eLTAX 端末から、他自治体へマイナンバーを含む寄附データを転送する。

4 情報セキュリティ対策

(1) 本市における安全対策

ア 端末のログ管理

9階サーバールーム内にあるパソコン端末を利用します。管理されたカードキーを用いて、サーバールームに入室し、端末を利用するため、入退室及び端末利用のログ管理が可能であり、不正利用を防ぎます。

イ ログイン職員の限定

寄附者データ受取ツールへのログインは、所属長により使用を許可された職員に限定します。

ウ 個人情報の保存

寄附者データ受取ツールからダウンロードしたデータについては、インターネット環境及び LGWAN 環境から隔離された住民情報系ネットワーク（個人番号利用事務系）フォルダへ、CSV データを保存します。なお、税法上の保存期間（7年）後、複数人体制でデータを破棄します。

エ 複数人体制による作業

市のパソコン端末を利用し、寄附者データ受取ツールからのデータダウンロード、USB 移送及びマイナンバーデータ転送までについては、限定された職員による複数人体制で実施し、各行程の確認表により、確認及び記録します。

(2) 外部における安全対策

ア 寄附者データ受取ツール

	<p>LGWAN-ASPとして、LGWAN運営主体であるJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）の審査を受けており、登録のために必要なセキュリティ要件をクリアしています。</p> <p>イ 個人情報データの連携・保存 <small>ティーエルエス</small> T L S (Transport Layer Security⁶)により、データ通信を暗号化し、安全性を高めています。</p> <p>加えて、申請データを保存するDBは高セキュリティな閉域網内に存在するため、不正なアクセスを防止します。</p> <p>ウ 公的個人認証サービスシステム 本システムは、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）と接続し、本人確認等の情報照合を行うシステムです。以下の認定基準をクリアした、総務大臣の認証を受けた事業者によって提供されているものです。</p> <p>(ア) 規程類の整備 (イ) 電気通信回線を通じた不正アクセスの防止 (ウ) 正当な権限を有しない者による操作の防止 (エ) 動作を記録する機能、操作エリアへの入退場管理に必要な措置 (オ) 外部組織との連携に係る措置 (カ) 情報セキュリティに係る組織体制 (キ) 役員等の要件</p> <p>5 個人情報取扱事務開始届の届出状況 当該届については、届出済みです。</p>
4 個人情報の内容	<p>(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 住所（住民登録地） (4) 電話番号 (5) メールアドレス (6) マイナンバー (7) 寄附金額 (8) 寄附年月日</p>

⁶ インターネットなどのコンピュータネットワークにおいてセキュリティを要求される通信を行うための手順や規格。主な機能として、通信相手の認証、通信内容の暗号化、改ざんの検出を提供する。

5 審議に諮る理由	新たに電子計算機処理を行うこと及び電子計算機の結合を行うことから、吹田市個人情報保護条例第12条第1項及び第13条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。
6 今後の予定	令和4年10月中旬以降 稼働予定
7 担当室課	都市魅力部 地域経済振興室